

附属書Ⅱの日本国の表

注釈

1 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」が他の全ての事項に優先する。

2 この附属書の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千十三年十月に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野 小分野 産業分類 関連する義 務 概要	全ての分野 内国民待遇（第九・四条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 投資 1 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。

	二
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
(a) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 他の締約国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2 1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から投資家への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しない。日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した禁止、制限又は措置を維持できる。	全ての分野 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀

行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する（注1、注2）。

注1 この協定の効力発生の日においては、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売は、指定された企業又は政府機関にのみ認められている。

注2 この留保事項の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に規定する信書便の役務（ただし、同法に規定する特定信書便役務を含まない。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。

現行の措置

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条

当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四号）第四条

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三条

三	四
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス） 市場アクセス（第十・五条） 国境を越えるサービスの貿易 日本国は、この協定の効力発生の日状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生の日 J S I C 又は C P C において明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	航空宇宙産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 特定措置の履行要求（第九・十條）

五	
分野 小分野 産業分類 関連する義 務	概要 現行の措置
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 特定措置の履行要求（第九・十条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条）	経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条

	六
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	情報通信業 放送業 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 特定措置の履行要求（第九・十条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条）

	七
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるようなサービスを含む。）を含まない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法第二章及び第五章から第八章まで	教育、学習支援業 初等及び中等教育サービス 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資

関係する義務	J S I C	二九六*2	電子応用装置製造業
	J S I C	二九七*2	電気計測器製造業
	J S I C	二九九*2	その他の電気機械器具製造業
	J S I C	三〇*2	情報通信機械器具製造業
	J S I C	三一三*2	船舶製造・修理業、船用機関製造業
	J S I C	三一五九*2	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
	J S I C	三一九九*2	他に分類されない輸送用機械器具製造業
	J S I C	三三	電気業
	J S I C	三四	ガス業
	J S I C	八八九九*2	他に分類されない廃棄物処理業
	J S I C	九〇一一*2	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）
	J S I C	九〇二*2	電気機械器具修理業
関連する義務	注 J S I Cの番号に付された*1は、当該番号の下での活動のうち、この留保事項の対象となる活動が核物質に限られることを意味する。		
	J S I Cの番号に付された*2は、当該番号の下での活動のうち、この留保事項の対象となる活動が原子力産業に関連する活動に限られることを意味する。		
	内国民待遇（第九・四条及び第十・三条）		
	特定措置の履行要求（第九・十条）（注）		
	注 第九・十条（特定措置の履行要求）に基づく義務に関し、この留保事項は、貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく義務に反しない措置についてのみ適用する。		

九	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 現行の措置
漁業及び漁業に付随するサービス 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条） 特定措置の履行要求（第九・十条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条）	経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 最恵国待遇（第十・四条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）第五章

十	
分野 小分野	概要 現行の措置
土地取引に関する事項	市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十一			
産業分類 関連する義 務 概要	現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義 務	概要
内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条） 特定措置の履行要求（第九・十条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提		

	十二	十三
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
供に関する措置並びに公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅）への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	警備業 内国民待遇（第十・三条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条	運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第九・四条）

	十四
務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
特定措置の履行要求（第九・十条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 投資 日本国は、空港及び第十・一条（定義）に規定する空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条） 国境を越えるサービスの貿易及び投資 1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、1に規定する協定以外の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空

現 行 の 措 置	
	(c) (b) 海 事 漁 業 事 (海難救助を含む。)

(この附属書中他の締約国の表は省略)